

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用


大人も子供も着用しよう ～命を守るヘルメット～

道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化(令和5年4月1日施行)

自転車保険に加入していますか!?

広島県内で自転車を利用する場合、**自転車保険等**に加入しなければなりません。

夕暮れ時・夜間は
LEDライトや
反射材用品を活用して
身を守りましょう。



広島県警察反射材活用
促進キャラクター
「キラリマン」

「広島県自転車の活用の推進
及び安全で適正な利用の促進
に関する条例」が制定されました。

令和4年10月6日 施行
「自転車の点検整備」や「幼児用座
席でのヘルメット及びシートベル
トの着用」等の努力義務

令和5年4月1日 施行
「自転車損害賠償保険等
の加入」の義務

自転車は「車両」です。交通ルール・マナーを守って楽しく自転車に乗りましょう。

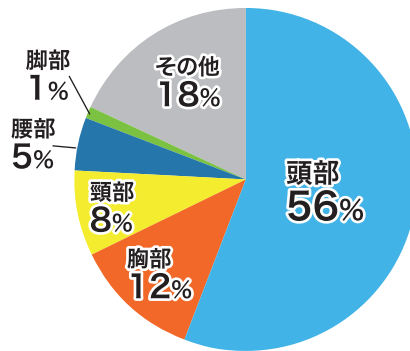
自転車安全利用五則



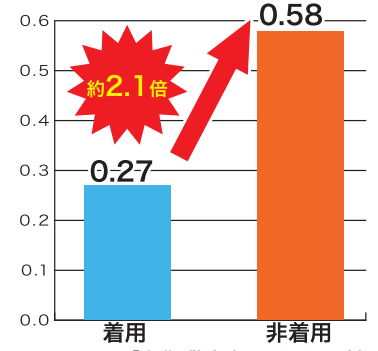
自転車に乗るときは、ヘルメットを着用！

自転車利用者は、ヘルメットを着用するよう努めなければなりません。
 自転車乗用中の交通事故で亡くなった方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。
 また、自転車乗用中の交通事故でヘルメット非着用者の致死率は着用者の約2.1倍高くなっています。
 令和5年7月に警察庁が全国で実施した自転車乗車時のヘルメット着用率調査によれば、広島県のヘルメット着用率は6.6パーセントで、全国平均(13.5パーセント)よりも低い状況です。
 大切な命を守るため、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

●自転車乗用中の死者の致命傷部位 (平成30年～令和4年合計)



●自転車乗車中のヘルメット着用状況別致死率 (平成30年～令和4年合計)



【出典:警察庁ホームページ参照】

万一の事故に備えて

自転車保険に加入しましょう!

自転車事故に係る高額賠償請求事例も発生しています。万一の事故に備えて、
自転車保険に加入しましょう。 【令和5年4月1日から広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に係る条例で義務化されました】

《高額賠償事例》

小学生が夜間、自転車で帰宅中、歩行中の女性と正面衝突。
 女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。
 (神戸地方裁判所:平成25年7月判決)

賠償額
 約9,521万円



自転車の点検整備を忘れずに!

自転車を利用する前には、忘れず安全点検をしましょう。

- ブ**・・・ブレーキは、前後ともよく効きますか
- タ**・・・タイヤの空気は入っていますか
- は**・・・ハンドルは曲がっていませんか
- しゃ**・・・車(シャ)体(サドル、フレーム)は曲がっていませんか、チェーンはゆるんでいませんか、反射板は付いていますか
- べる**・・・ベルはよく鳴りますか、壊れていませんか

合い言葉は「**ブ**タは**しゃ**べる」です。

